

東海市地域公共交通会議設置要綱の一部改正新旧対照表

改 正 点	改 正 前	改 正 後
協議事項の変更	(協議事項) 第3条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 市の公共交通政策の推進に関する事項 (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項	(協議事項) 第3条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項 (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 市の公共交通政策の推進に関する事項 (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項